

証券コード 6188

2022年2月22日

株主各位

東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
富士ソフトサービスビューロ株式会社
代表取締役社長 佐藤 諭

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月8日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席は控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月9日（水曜日）午後2時（受付開始：午後1時予定）
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階 錦I
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第39期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

【新型コロナウイルス感染症の対策について】

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主様のご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

1. 株主様へお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のため、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席はお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用やアルコール消毒液の使用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

2. 当社の対応について

- ・ 役員及び運営スタッフにおいても、マスク着用にて対応させていただく予定であります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ホームページにおいてお知らせいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社のホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。
当社ホームページ (<https://www.fsisb.co.jp/>)
- ・ 株主総会会場においては、当社の判断に基づき感染予防のための措置（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じる場合があります。

今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.fsisb.co.jp/>) においてお知らせいたします。

-
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点及び株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産等をお渡しすることはございません。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.fsisb.co.jp/>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自2021年1月1日)
至2021年12月31日)

当社は2020年12月期より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。当事業年度は2021年1月1日から2021年12月31日が対象期間となっており、前年同一期間(2020年1月1日から2020年12月31日)との比較については下記のとおりとなります。

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
2021年12月期	9,345	573	572	380	28.18
前年同一期間	9,131	570	571	352	26.10
前年同一期間増減率	2.3%	0.5%	0.2%	8.0%	8.0%

以下、増減については、「前年同一期間」との比較で記載しております。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、経済活動が抑制され、厳しい状況で推移いたしました。同感染症のワクチン接種が進んだことにより、経済活動の正常化が期待されるものの、新たな変異株流行により、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社が事業を展開するコールセンターサービス業界及びBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービス（注1）業界においては、同感染症の影響により経済活動が抑制されていることは少なからずマイナス影響を及ぼしておりますが、人材不足や働き方改革への取組み拡大、DX推進による自社内リソースの再構築などを背景にアウトソーシング需要は継続的に高まっており、市場規模は拡大傾向に推移しております。また、コミュニケーション手段の多様化を始め、ITを介した新技術を用いてサービスの高度化が進んでおり、専門業者への外部委託需要が高まっております。一方で、コロナ禍において売上高確保の動きによる異業種からの新規参入や、価格競争の激化などが進んでおり、これらは当社にも影響を及ぼしております。

このような状況の下、当社では、「特化型コールセンターを中心としたBPO業務の積極展開」を課題として掲げ、「官公庁系ビジネス」、「ITヘルプデスク」、「金融系オフィスサービス」を成長の3本柱としてサービスの拡大を図ってまいりました。

売上高につきましては、コールセンターサービス、BPOサービスともに地方自治体向けの案件が堅調に推移し、増収となりました。

利益につきましては、異業種からの市場参入を背景とする価格競争の影響により、前年同一期間並みとなりました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高93億45百万円（前年同一期間比2.3%増）、営業利益5億73百万円（前年同一期間比0.5%増）、経常利益5億72百万円（前年同一期間比0.2%増）、当期純利益3億80百万円（前年同一期間比8.0%増）となりました。

サービス別売上高の状況

（単位：百万円、%）

サービス区分	前年同一期間 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減率
①コールセンターサービス	4,802	52.6	4,600	49.2	△4.2
②BPOサービス	4,329	47.4	4,745	50.8	9.6
合 計	9,131	100.0	9,345	100.0	2.3

① コールセンターサービス

コールセンターサービス分野の売上高は、地方自治体のスポット案件の積み上げが堅調に推移したものの、民間向けの案件で新型コロナウイルス感染症の影響による案件規模の縮小などがあり、46億円（前年同一期間比4.2%減）となりました。

② BPOサービス

BPOサービス分野の売上高は、地方自治体のマイナンバー関連業務の新規受注や官公庁のデータ入力業務、事務処理業務が伸長し、47億45百万円（前年同一期間比9.6%増）となりました。

（注1）BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービス

官公庁及び地方自治体並びに企業等が、中核ビジネス以外の業務プロセスの一部を専門業者に外部委託することをいい、従来のアウトソーシングとは異なり、BPOサービスでは業務プロセスの設計から運用までをワンストップで請け負います。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1億25百万円であります。その主なものは、コールセンター設備及びBPOセンター設備の更新・強化によるものです。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、安定した業績及び事業成長を実現し、中長期的な企業価値向上のため、以下の取り組みを推進してまいります。

① 当社のBCP（注2）対策の取り組み

新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、当社は社員及び関係先の皆様の安全確保を最優先として、社内ルールの見直しやシステム投資など、柔軟な勤務体制等の対応を推進してまいります。

また、コールセンター業務やBPO業務などの重要業務については、事業を継続させるためのBCP対策として、地域の異なる複数拠点にてセンターを運用（マルチサイト化）することで、業務の代替を可能としております。

今後も、更なる地域分散の視点から業務拠点を全国的に拡大するなど、BCP対策の強化を行ってまいります。

（注2）BCP（事業継続計画）

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、企業などの組織が自然災害や大災害などの緊急事態において、事業の早期復旧・継続を可能とするための計画のことをいいます。

② 人財の採用と育成

当社の事業成長には、優秀な人財の採用と育成が不可欠であり、社員が働きやすい人事制度づくり、職場環境づくりに取り組んでまいります。

新卒・中途採用の継続、有期雇用契約からの正社員化を進め、会社規模に応じた採用拡大を図ります。

当社は、男女共同参画推進に積極的に取り組む企業として、多様な働き方が実現できる仕組みを積極的に実施しており、「えるぼし」「くるみん」認定に加え、2021年11月9日付で厚生労働大臣から女性の活躍推進に関する取り組みが優れている企業に与えられる「プラチナえるぼし」認定を取得いたしました。

男女共同参画への取り組みに限らず、高齢者の積極雇用、男性の育児休業への取り組みなど、社員の働き方に柔軟に対応できる取り組みを拡充し、採用力強化に努めてまいります。人財育成においては、階層別教育の充実を図るとともに、コンプライアンス、ハラスメント、情報セキュリティなど幅広い教育を実施し、お客様の様々なニーズ対応できる人財の育成を進めてまいります。

③ コンプライアンスの強化

当社では、コンプライアンス意識の向上を目的とした社員教育の実施の他、「社員通報窓口」及び「社員相談窓口」を設置しております。職場の悩み等を相談する為の「社員相談窓口」に対する内容については、十分に分析し、企業としての健全性と透明性の向上に繋げてまいります。

また、当社は、関係法令の遵守や反社会的勢力の排除等に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

今後とも引き続きコーポレート・ガバナンスの運用強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第36期	第37期	第38期	第39期 (当事業年度)
		自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2021年1月1日 至2021年12月31日
売 上 高 (千円)		11,544,935	10,552,553	6,846,803	9,345,963
経 常 利 益 (千円)		622,433	554,232	478,456	572,576
当 期 純 利 益 (千円)		438,645	341,743	307,933	380,437
1株当たり当期純利益(円)		32.49	25.32	22.81	28.18
総 資 産 (千円)		4,595,111	4,113,243	4,749,059	5,426,557
純 資 産 (千円)		2,273,169	2,533,902	2,760,839	3,080,516

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき計算しております。
2. 当社は、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第38期につきましては、決算期の変更に伴い、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

a 親会社との関係

当社の親会社は富士ソフト株式会社であり、同社は当社発行済株式の7,508,400株（出資比率55.62%）を保有しております。

当社と富士ソフト株式会社との間に、業務委託契約及び派遣契約があり、これらの契約に係る当社の売上高は2億61百万円となっております。

次に、富士ソフト錦糸町ビルなどの不動産賃借契約があり、当該契約に係る取引（当社の賃借）金額は1億74百万円となっております。

なお、富士ソフト株式会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておりません。

富士ソフトグループでは「各企業が相互に独立会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ会社憲章を定めており、当社においてもこの憲章の下、独自の方針に基づき事業展開を行っております。

また、事業領域については、当社は親会社の企業グループとは異なる事業分野であるBPO事業を展開していること及びグループ内における事業展開上の制約や調整事項等がないことより、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

b 親会社との間の取引に関する事項

ア 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引条件につきましては、市場価格を勘案し、当社との関連を有しない会社との取引と同様に交渉のうえ決定することとしております。

イ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由

当社では、社外取締役2名、社外監査役2名を選出し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会においては、当社独自の経営判断に基づき意思決定を行っており、親会社からの独立性確保を図っております。

ウ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
コールセンターサービス	・コールセンターの構築・運営 年金相談窓口、ITヘルプデスク（テクニカルサポート）、受注センター、緊急対応コールセンター、その他各種ご案内業務等
B P O サービス	・BPOサービス 事務代行（業務受付、書類開封、入力、整理等の事務処理）、文書電子化（スキヤニング）、原本管理業務、データエントリー処理業務、その他各種業務等 ・オフィス・サポートサービス 顧客事務センター内での事務業務受託、人材派遣、チーム派遣、人材紹介、紹介予定派遣（注） ・ウェブコンテンツ／システム・サポートサービス、Webサイト構築サービス、運用保守サービス、システム開発サービス

（注）紹介予定派遣とは、一定期間「派遣社員」として働き、派遣期間（最長6ヶ月）終了後、本人と派遣先企業双方合意のもと直接雇用契約を締結し、社員となる働き方であります。

(8) 主要な営業所及び事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都墨田区
札幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
幕 張 オ フ ィ ス	千葉市美浜区
名古屋 オ フ ィ ス	名古屋市中区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府吹田市
福 岡 オ フ ィ ス	福岡市博多区
長 崎 オ フ ィ ス	長崎県長崎市
東 京 B P O セ ン タ ー	東京都墨田区
錦糸町コンタクトセンター	東京都墨田区
天王台コンタクトセンター	千葉県我孫子市
郡山 B P O セ ン タ ー	福島県郡山市
会津 B P O セ ン タ ー	福島県会津若松市
会津コンタクトセンター	福島県会津若松市
新潟コンタクトセンター	新潟市中央区
大 阪 B P O セ ン タ ー	大阪府吹田市

(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	194名	19名減	45.6歳	8.1年
女 性	243名	10名減	39.0歳	9.4年
合計又は平均	437名	29名減	42.0歳	8.8年

(注) 従業員数は、正社員及び契約社員の就業人員であり、他社への出向者及び役員並びに臨時雇用者である時給社員2,124名(男性299名、女性1,825名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

(単位：千円)

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	103,125
日本生命保険相互会社	68,800
株式会社三菱UFJ銀行	68,755
株式会社みずほ銀行	34,400

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
(2) 発行済株式の総数 13,500,000株(自己株式607株を含む)
(3) 株主数 3,269名
(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
富士ソフト株式会社	7,508,400	55.62
貝塚 隆	360,000	2.66
富士ソフトサービスビューロ従業員持株会	312,127	2.31
楽天証券株式会社	208,200	1.54
株式会社エフアンドエム	180,000	1.33
佐藤 諭	180,000	1.33
山下 良久	150,800	1.11
株式会社日本ビジネスソフト	150,000	1.11
兼浜 勝弘	140,000	1.03
ザバンクオブニューヨークメロン 140042	116,500	0.86

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(607株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 諭	
取締役	見ル野 雅成	事業部門担当
取締役	鈴木 久美	管理・技術部門担当 管理本部長
取締役	木本 收	株式会社メンバーズネット 代表取締役社長
取締役	馬場 新介	丸の内FAS株式会社 代表取締役 株式会社ハマネツ 監査役
常勤監査役	小木曾 雅浩	
監査役	中込 一洋	司綜合法律事務所弁護士
監査役	神田 博則	神田税理士事務所所長

- (注) 1. 黒滝司氏は、2021年3月10日をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役木本收氏及び馬場新介氏は、社外取締役であります。
3. 監査役中込一洋氏及び神田博則氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中込一洋氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役神田博則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役木本收氏、馬場新介氏及び監査役中込一洋氏、神田博則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬（賞与）により構成されております。株主総会の決議による報酬総額の限度内において、固定報酬については「取締役報酬月額改定要領」を基準に、社外取締役2名と代表取締役社長にて構成される指名報酬委員会に諮ったうえ、取締役会の決議により決定しております。また、業績連動報酬（賞与）については「取締役賞与支給要領」を基準に評価を行い、総合的に決定しております。

取締役の退職慰労金については、所定の基準に従いその相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議しております。所定の基準として「役員退職慰労金規程」を制定しております。個別の額については、取締役会にて決議し、一任を得た代表取締役社長佐藤諭が相当額の範囲内で決定しております。

監査役報酬等は、固定報酬と賞与により構成されており、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、監査役の協議により決定しております。

監査役の退職慰労金については、所定の基準に従いその相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議しております。所定の基準として「役員退職慰労金規程」を制定しております。個別の額については、相当額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第32回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

監査役報酬限度額は、2015年6月24日開催の第32回定時株主総会において年額5千万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は経営の透明性を確保するため、取締役会の諮問委員会として取締役の選任・解任及び報酬に関する事項を審議する「指名報酬委員会」を設置しており、当事業年度の取締役の報酬は、同委員会において報酬原案の報酬等の額は適切であると審議しております。これを受け、取締役会にて決議し、一任を得た代表取締役社長佐藤諭が決定しております。なお、代表取締役社長に委任した権限は、各取締役の個人別の報酬額の決定であり、委任した理由は、当社業績を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	59,330 (8,130)	44,475 (6,480)	11,550 (1,650)	3,305 (一)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16,937 (7,980)	14,595 (7,080)	1,800 (900)	542 (一)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 3. 取締役会は、当該事業年度の個人別の報酬等の内容については、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役が過半数で構成される「指名報酬委員会」から報酬等の額は適切であるとの答申を確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等としての賞与は、業績との連動性を明確にするため、単年度の事業計画を指標とし、業績（売上高、当期純利益実績、通期実績、部門業績等を総合的に勘案）に連動して算出しております。なお、業績指標に関する実績につきましては、3ページから4ページに記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- a 取締役木本收、取締役馬場新介、監査役中込一洋、監査役神田博則の各氏の重要な兼職先については、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
 - b 取締役木本收、取締役馬場新介、監査役中込一洋、監査役神田博則の各氏の上記兼務先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当社での出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	木本 收	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主に長年にわたり株式会社メンバーズネットの代表取締役社長として培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	馬場 新介	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主に丸の内FAS株式会社の代表取締役として培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	中込 一洋	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、また、監査役会には、16回中16回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	神田 博則	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、また、監査役会には、16回中16回出席し、主に税務に関する知識と豊富な経験を活かした専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,300
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,300

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 取締役、執行役員またはこれらに準ずる者及び社員、協力会社、その他当社の業務に従事する全ての者が法令及び定款を遵守し、社会的責任を果たすため「コンプライアンス規程」を定め、社内に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持を行います。
 - b 内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書等取締役の職務の執行に係る情報については、法令を遵守するほか、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、企業活動に関連する全ての可能性のあるリスクを抽出し、管理を行います。
 - b 全社的な緊急事態が発生した時は、「緊急事態対応規程」に基づき対応を行い、その影響の最小化にあたります。また、分析を行い、今後における再発防止策を策定いたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 業務執行については、「取締役会規程」で定められた付議事項について、取締役会にすべて付議することを遵守します。
 - b 取締役会は原則として毎月1回開催し、経営上の重要な項目について意思決定を行います。
 - c 経営会議は原則として毎月1回開催し、業務執行に関する確認・検討及び指示・伝達を行います。
 - d 取締役、執行役員またはこれらに準ずる者及び社員は、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」で定められた分掌と権限によって、適正かつ効率的に行われる体制を確保します。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、親会社である富士ソフト株式会社を中心とする企業グループに属しております。富士ソフトグループでは「各企業が相互に独立会社としての尊厳

と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ会社憲章を定めており、当社においてもこの憲章の下、独自の方針に基づき事業展開を行っております。

また、事業領域については、当社は親会社の企業グループとは異なる事業分野であるBPO事業を展開していること及びグループ内における事業展開上の制約や調整事項等がないことより、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - a 監査役が職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、監査役補助者を置くこととします。
 - b 監査役補助者は、当社の社員とし、役職を兼職していない者としします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役から独立性に関する事項
前号の監査役補助者の独立性を確保するため、当該社員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得ます。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役、執行役員またはこれらに準ずる者及び社員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。また、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者の職務執行に関しての不正行為、法令、定款に違反する重大な事実があった場合は、速やかに、監査役に報告いたします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができます。また、監査役からの要求があった文書等は、随時提供いたします。
- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
当社は、会社法及び金融商品取引法に定める財務報告の信頼性及び適正性を確保するために必要な体制を整備し、内部監査室がその有効性の評価を定期的に実施いたします。
- ⑪ 反社会的勢力に対する体制と整備
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断・排除を徹底するための体制を整備し、社内外に告知いたします。また「反社会的勢力対応規程」を定めて、社内への周知徹底を図ります。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制及び規程等を整備し、役職員に周知徹底を図るとともに、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は16回、経営会議は15回、リスク・コンプライアンス委員会は4回、内部統制委員会は5回、情報セキュリティ委員会は11回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務の監査、内部統制評価を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営上の重要課題の一つであると考え、企業体質強化のために必要な内部留保・投資を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。なお、当社は、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、取締役会を決定機関として1株当たり3円とし、すでにお支払いしております中間配当金1株当たり3円を合わせた年間配当金は、1株当たり6円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,299,252	流動負債	1,719,223
現金及び預金	1,681,382	買掛金	254,718
受取手形	5,193	1年内返済予定の長期借入金	99,936
売掛金	2,395,229	リース債務	714
未収入金	43,612	未払金	91,309
仕掛品	45,770	未払費用	516,984
貯蔵品	3,846	未払法人税等	233,149
前払費用	119,840	未払消費税等	143,219
その他	4,377	前受金	82
固定資産	1,127,304	預り金	37,896
有形固定資産	656,198	賞与引当金	321,853
建物	138,240	役員賞与引当金	13,350
工具器具備品	515,722	受注損失引当金	6,008
リース資産	2,235	固定負債	626,817
無形固定資産	52,940	長期借入金	175,144
ソフトウェア	49,038	リース債務	1,571
その他	3,901	退職給付引当金	429,446
投資その他の資産	418,166	役員退職慰労引当金	14,632
長期前払費用	18,714	資産除去債務	6,022
敷金及び保証金	100,368	負債合計	2,346,040
繰延税金資産	299,084	(純資産の部)	
		株主資本	3,080,516
		資本金	354,108
		資本剰余金	314,108
		資本準備金	314,108
		利益剰余金	2,412,442
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,397,442
		別途積立金	404,135
		繰越利益剰余金	1,993,307
		自己株式	△143
		純資産合計	3,080,516
資産合計	5,426,557	負債及び純資産合計	5,426,557

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2021年1月1日
至2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,345,963
売上原価		7,387,197
売上総利益		1,958,766
販売費及び一般管理費		1,385,636
営業利益		573,130
営業外収益		
受取利息	6	
助成金収入	549	
その他	122	679
営業外費用		
支払利息	1,011	
その他	220	1,232
経常利益		572,576
特別損失		
固定資産除却損	9,414	
感染症対策費	3,045	12,460
税引前当期純利益		560,116
法人税、住民税及び事業税	267,862	
法人税等調整額	△88,183	179,678
当期純利益		380,437

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自2021年1月1日）
（至2021年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	354,108	314,108	314,108	15,000	404,135	1,673,617
当期中の変動額						
剰余金の配当						△60,747
当期純利益						380,437
自己株式の取得						
当期中の変動額合計	－	－	－	－	－	319,689
当期末残高	354,108	314,108	314,108	15,000	404,135	1,993,307

	株 主 資 本			純資産合計
	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	2,092,752	△130	2,760,839	2,760,839
当期中の変動額				
剰余金の配当	△60,747		△60,747	△60,747
当期純利益	380,437		380,437	380,437
自己株式の取得		△13	△13	△13
当期中の変動額合計	319,689	△13	319,676	319,676
当期末残高	2,412,442	△143	3,080,516	3,080,516

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法によって算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 6～18年

工具器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェア…社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法

(リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく、期末要支給額を計上しております。
- (6) 受注損失引当金 受託業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 299,084千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の見積りに当たっては、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上をしております。将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 受注損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 6,008千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注損失引当金の見積りに当たっては、受託業務ごとに提供するサービスの種類や契約条件等を考慮して、将来の損失見込額を算定しております。総見込原価の見積りには不確実性が伴うため、見積りの前提条件の変更等が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	945,665千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
(1) 短期金銭債権	35,759千円
(2) 短期金銭債務	1,836千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
(1) 売上高	261,644千円
(2) 売上原価	140,893千円
(3) 販売費及び一般管理費	73,394千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	13,500,000株	一株	一株	13,500,000株

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	576株	31株	一株	607株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年2月8日 取締役会	普通株式	20,249	利益剰余金	1.50	2020年 12月31日	2021年 3月11日

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月4日 取締役会	普通株式	40,498	利益剰余金	3.00	2021年 6月30日	2021年 9月9日

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月7日 取締役会	普通株式	40,498	利益剰余金	3.00	2021年 12月31日	2022年 3月10日

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	98,551千円
未払事業所税	3,359千円
未払事業税	17,211千円
賞与法定福利費概算計上額	15,276千円
未払費用加算額	6,624千円
退職給付引当金	131,496千円
資産除去債務	1,844千円
役員退職慰労引当金	4,480千円
受注損失引当金	1,839千円
減価償却超過額	15,461千円
減損損失	1,242千円
その他	1,696千円
繰延税金資産合計	<u>299,084千円</u>
繰延税金資産純額	<u><u>299,084千円</u></u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主

な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割	0.9%
都道府県税超過税率	△0.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.1%</u>

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については元本価額の維持及び流動性の確保を図りつつ安定した利益確保を目指し、安定運用を行うことを基本方針としております。資金調達については、銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、最長で決算日後3年2ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権に係る顧客の信用リスク管理については、取引先ごとに残高管理を行うとともに、当社の「債権管理規程」に従い主な取引先の信用状況調査を定期的実施しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）
買掛金、未払金、借入金の流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに十分な手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,681,382	1,681,382	-
(2) 受取手形	5,193	5,193	-
(3) 売掛金	2,395,229	2,395,229	-
(4) 未収入金	43,612	43,612	-
資産計	4,125,417	4,125,417	-
(1) 買掛金	254,718	254,718	-
(2) 未払金	91,309	91,309	-
(3) 未払費用	516,984	516,984	-
(4) 未払法人税等	233,149	233,149	-
(5) 未払消費税等	143,219	143,219	-
(6) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	275,080	274,344	△735
(7) リース債務(短期を含む)	2,286	2,275	△11
負債計	1,516,748	1,516,001	△746

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金、(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率と、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,681,382	-	-	-
受取手形	5,193	-	-	-
売掛金	2,395,229	-	-	-
未収入金	43,612	-	-	-
合 計	4,125,417	-	-	-

4. 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	99,936	99,936	75,208	-	-	-
リース債務	714	721	728	122	-	-
合 計	100,650	100,657	75,936	122	-	-

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 228円20銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 28円18銭 |

[その他の注記]

1. 感染症対策費に関する注記

新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止への配慮により発生した従業員への休業手当等を感染症対策費として計上しております。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点において当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼすものではありませんが、収束時期等については不確定要素が多く、引き続き今後の動向を注視してまいります。

独立監査人の監査報告書

2022年2月3日

富士ソフトサービスビューロ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古市 岳久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横山 雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ソフトサービスビューロ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月7日

富士ソフトサービスビューロ株式会社 監査役会

常勤監査役 小木曾 雅 浩 ㊟

監査役（社外監査役） 中 込 一 洋 ㊟

監査役（社外監査役） 神 田 博 則 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、ならびに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の記載を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1） 下記業務の請負、受託 ア. データ入力、コンピュータ機器オペレーション、コンピュータプログラミング、コンピュータシステム開発 イ. <条文省略> （2）～（3） <条文省略>	（目的） 第2条 <現行どおり> （1） 下記業務の請負、受託 ア. データ入力、コンピュータ機器オペレーション、 <u>コンピュータキッティング</u> 、 <u>コンピュータプログラミング</u> 、 <u>コンピュータシステム設計</u> 、 <u>開発</u> 、 <u>コンサルティング業務</u> イ. <現行どおり> （2）～（3） <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 事務用品の販売</p> <p>(5) ～ (14) 〈条文省略〉 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(15) 〈条文省略〉</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>(4) 事務用品ならびにコンピュータソフトウェアの販売</p> <p>(5) ～ (14) 〈現行どおり〉</p> <p>(15) 医療福祉に関わるサービス業</p> <p>(16) 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事の設計および施工、請負</p> <p>(17) 倉庫業</p> <p>(18) 広告、宣伝の企画、制作および広告代理業</p> <p>(19) 運送業</p> <p>(20) 警備業</p> <p>(21) リサイクル業</p> <p>(22) 〈現行どおり〉</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 <u>定款第14条の削除および新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	さとう さとし 佐藤 諭 (1963年6月24日)	1984年4月 日本精工株式会社入社 1986年9月 富士ソフトウェア株式会社（現 富士ソフト株式会社）入社 2010年4月 富士ソフト株式会社執行役員エリア事業グループ長 2012年4月 同社常務執行役員エリア事業本部長兼システム事業本部長 2014年3月 同社取締役常務執行役員 2014年4月 当社顧問 2014年5月 富士ソフト株式会社取締役 2014年5月 当社取締役副社長 2014年11月 当社取締役副社長兼技術本部長 2015年7月 当社取締役副社長兼技術本部長兼事業本部長 2016年4月 当社取締役副社長兼技術本部長兼事業本部長兼第1カスタマーサービス事業部長 2016年6月 当社代表取締役社長技術本部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	180,000株
【取締役候補者とした理由】 2016年6月に代表取締役社長に就任以来、当社の経営を牽引し、優れた経営手腕を発揮しております。その豊富な経験と知見が今後も当社経営に必要な不可欠なため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	みるのまさなり 見ル野 雅成 (1967年2月3日)	1988年4月 株式会社アイジーエス入社 1997年3月 富士ソフト株式会社入社 2006年7月 同社IT事業本部製造事業部アプリケーション システム部部長代行 2009年4月 同社IT事業本部産業システム事業部産業シ ステム部部長代理 2012年1月 同社企画部経営企画室次長 2012年7月 同社システム事業本部副本部長 2013年10月 同社エリア事業本部中部支社長 2018年4月 同社エリア事業本部副本部長 2019年10月 同社技術管理統括部技術統括部長 2020年10月 当社入社執行役員第1カスタマーサービス事業 部長 2021年3月 当社取締役第1カスタマーサービス事業部長 兼営業本部長 2021年4月 当社取締役 事業部門担当 2022年1月 当社取締役 事業部門担当 第1カスタマーサ ービス事業部長 (現任)	2,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の親会社である富士ソフト株式会社において要職を歴任し、当社入社後は第1カスタマーサービス事業部を牽引し、2021年4月からは事業部門全体を担当しており、その豊富な経験と知見から、今後も当社の成長と事業推進に必要な不可欠なため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	ナ ズ キ ク ミ 鈴 木 久 美 (1967年11月21日)	1988年4月 株式会社富士通東北エレクトロニクス入社 1994年12月 当社入社 2004年4月 当社ES部ES管理グループ会津センター長 2017年4月 当社BPOサービス事業部東北BPO統括 グループ長 2018年10月 当社BPOサービス事業部営業第2部長 2019年4月 当社執行役員BPOサービス事業部副事業部長 兼営業第2部長 2019年10月 当社執行役員第1BPOサービス事業部長 兼営業第2部長 2020年4月 当社執行役員第1BPOサービス事業部長 2021年3月 当社取締役第1BPOサービス事業部長 2021年4月 当社取締役 管理・技術部門担当 2021年7月 当社取締役 管理・技術部門担当 管理本部長 (現任)	16,900株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、当社基幹事業であるBPOサービス関連業務の責任者を歴任し、2021年4月から管理・技術部門全体を担当するなど当社における業務・管理経験を有しており、今後も当社の管理体制及びコンプライアンスの強化に必要な不可欠なため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	<div data-bbox="172 353 341 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> <div data-bbox="172 402 341 465"> <small>きもと おきむ</small> 木 本 収 (1954年3月7日) </div>	1978年4月 株式会社大和銀行(現 株式会社りそな銀行)入 行 2003年1月 同行 北鈴蘭台支店長 2005年4月 同行 泉北支店長 2006年11月 株式会社だいこう証券ビジネス証券代行部部長 2008年7月 同社執行役員証券代行部部長兼大阪事務センタ ー長 2010年6月 同社取締役常務執行役員証券代行部部長 2011年1月 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部役 員付部長 三菱UFJ代行ビジネス株式会社常務執行役員 2011年10月 株式会社メンバーズネット代表取締役社長(現 任) 2017年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社メンバーズネット代表取締役社長	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>長年にわたり他社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当該見識を活かして当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって4年9ヶ月となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外取締役候補者</div> ぼんば しんすけ 馬場 新介 (1976年2月1日)	1999年4月 国際証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2002年6月 株式会社日本M&Aセンター入社 2007年3月 中央青山PwCコンサルティング株式会社(現 みらいコンサルティング株式会社)入社 2014年9月 太陽ASG有限責任監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所 2017年10月 丸の内FAS株式会社代表取締役(現任) 2019年6月 株式会社ハマネツ監査役(非常勤・現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 丸の内FAS株式会社代表取締役 株式会社ハマネツ監査役(非常勤)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>他社の代表取締役及び監査役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当該見識を活かして当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって2年9ヶ月となります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数は、2021年12月31日現在のものであります。
3. 木本收氏及び馬場新介氏は社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、木本收氏及び馬場新介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 佐藤諭氏及び見ル野雅成氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である富士ソフト株式会社の過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

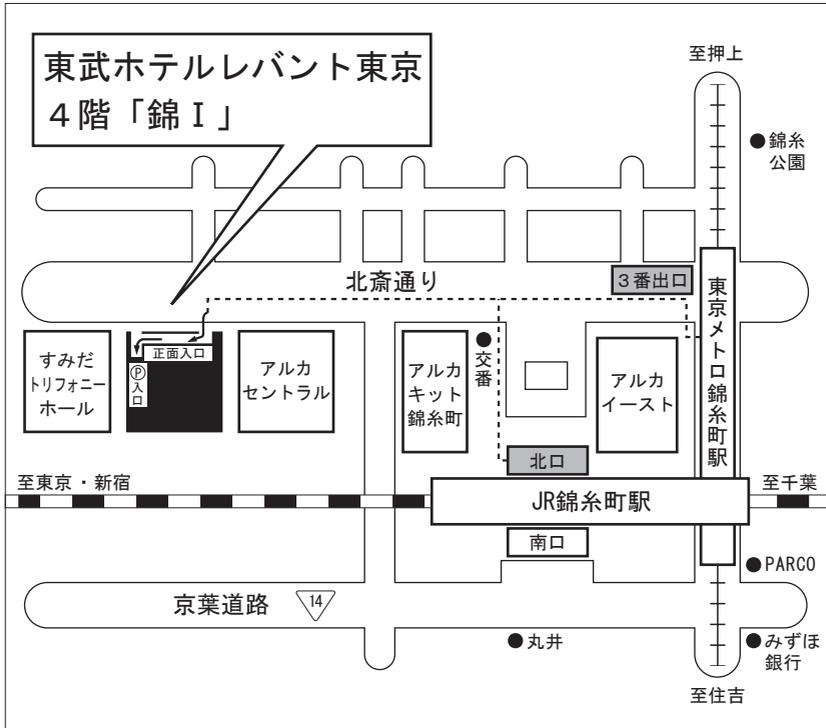
(ご参考)取締役会の構成 (スキル・マトリックス)

候補者番号	1	2	3	4	5	
氏名	佐藤 諭	見ル野 雅成	鈴木 久美	木本 収	馬場 新介	
現在の地位等	代表取締役 社長	取締役	取締役	取締役 (社外)	取締役 (社外)	
性別	男性	男性	女性	男性	男性	
当社が期待するスキル・知見	企業経営	●	●	●	●	●
	営業・マーケティング	●	●		●	●
	業務(コールセンターサービス・BPOサービス)	●	●			
	ITテクノロジー	●	●			
	人財育成	●		●	●	
	財務・会計・M&A	●		●	●	●
	法務・リスク管理	●		●		●

※上記一覧表は、各氏の有するすべての専門性及び経験を表すものではありません。

以上

定時株主総会会場ご案内図



- **場所** 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京
4階「錦Ⅰ」
TEL03(5611)5511(代)
- **交通** JR総武線 錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅3番出口
より徒歩3分

◎新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ホームページにおいてお知らせいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社のホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。
当社ホームページ (<https://www.fsisb.co.jp/>)